

事業承継税制の基礎③～自社株買いによる少数株主対策の注意点～

はじめに

事業承継を進める際の少数株主対策の税務については、弊社レポートNo.011にてその概要を、No.012にて個人間取引におけるみなし贈与規定についてお伝えしました。今回は、株式の発行会社が少数個人株主から自社株買いを行う場合の注意点についてお伝えしようと思います。

事業承継と自社株買いの関係

自社株買いが事業承継にもたらす影響について確認しておきます。

例えば、発行会社の資本金 100 で、株主構成を以下の通りと仮定します。

株主	株数	持株比率
オーナー	60 株	60%
後継者	20 株	20%
個人株主 A	10 株	10%
個人株主 B	10 株	10%
合計	100 株	100%

ここで、株式の発行会社が個人株主 A 及び B からそれぞれ 10 株ずつの自社株買いを実施した場合、自社株は持株比率の算定上除外されるため、以下の通りオーナー及び後継者の持株比率が上昇し、経営権の集中が図れます。

株主	株数	持株比率
オーナー	60 株	75%
後継者	20 株	25%
合計	80 株	100%
発行会社	20 株	-

自社株買いにおける課税上の注意点

自社株買いは、譲渡取引であるにもかかわらず、配当と譲渡に分解して課税が行われます。また、適正な時価以外の価格で取引を行った場合には、適正な時価と取引

価額との差額に対して課税が行われるなど複雑なものになります（レポート NO.011 をご参照願います）。

自社の株式評価額（適正な時価）が高く、買取りに多額の資金が必要となってしまう場合、株主との合意に基づき適正な時価よりも低い価額により自社株買いを実施することがよくあります。このような低額譲渡の場合、さらに課税関係は複雑になります。

例えば個人株主が、一株当たりの適正な時価 100、発行会社の資本金 30、取得価額 10 の株式を、対価 40 で発行会社に譲渡した場合の譲渡益は、 $40 - 10 = 30$ にはなりません。適正な時価 100 による譲渡があったものとみなされた場合は、

- ①みなし配当： $100 - 30 = 70$
→譲渡者に配当金課税(最高税率 50%)
- ②みなし譲渡： $30 - 10 = 20$
→譲渡者に譲渡益課税(税率 20%)
- ③みなし贈与： $100 - 40 = 60$
→オーナー側に贈与税課税(最高税率 50%)

となります。

ここで特に注意すべき点は、③のみなし贈与です。適正な時価 100 の自社株式を対価 40 で取得できたため、その差額 60 は発行会社の株式価値の増加につながり、少数株主からオーナー側へ贈与により移転したものと考えられてしまいます（相続税法第 9 条）。つまり、自社株買いという行為に対して、譲渡者である個人株主にみなし配当課税とみなし譲渡課税が発生し、発行会社の残存株主にみなし贈与課税が発生するという、同時多発課税のリスク抱えることになるのです。

価格決定は慎重に

発行会社による自社株買いは、経営権の集中、非上場株式の現金化などメリットの多い手段ですが、上記のような同時課税を避けるため、取引価額の決定は譲渡者の意向を踏まえつつ、損益状況が悪化して株式評価額が下がった時や、退職金支払いなどで計画的に株式評価額を引下げた後に実施するなど、状況に応じた対応が必要になります。（文責：牛尾）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp